

輪島市監査公表第 26 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月14日

輪島市監査委員 渋 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月3日（金） 企画課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渡良作

輪島市監査委員 中山勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度監査資料（平成26年4月から8月まで）及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ がんばる輪島応援推進事業については、ふるさとを応援しようとする方から寄附を募り、魅力あるふるさとづくりを目指すことを目的としている。この事業でのふるさと「納税」とは、新たに税を納めるものではなく、都道府県、市区町へ、個人が2千円を超える寄附を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることのできる制度で、寄附を行うふるさとは、出身地に限らずに寄附をされる方が思う「ふるさと」を任意で選ぶことができる事業であるが、本市においても、お礼の贈る品として、輪島の特産物・地酒など品質を大事に工夫し事業の取り組みを改正することで、輪島の魅力と個性・ブランド化を発信することで、本市経済の活性化につながるよう、また、継続的な啓蒙活動・寄附者とのご縁を大事にすることを忘れないよう引きつづき事業の推進を望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。